

令和2年5月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和2年5月25日（月） 開会 15時00分 閉会 16時25分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 塚谷 朋美
少年対策参事官 谷口 敏英
教育次長 向井 成人
副理事 桑原 浩明
(生涯学習課長事務取扱)
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 氣谷 達郎
保健給食課長 坂井 小由里
青少年課長 松田 玲子
スポーツ課長 中嶋 靖利
文化財保護課長 天谷 賢一
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 吉川 貴大
教育総務課 主幹 山崎 哲央

4 議 題

議 案

第2号議案 市議会定例会提出議案（専決処分の承認を求めることについて）に同意することについて

第3号議案 市議会定例会提出議案（令和2年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて

第4号議案 福井市文化財保護委員の委嘱について

第5号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について

報 告

第2号報告 専決処分（福井市教育委員会職務権限規程の一部改正）の承認を求め
ることについて

第3号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めること
について

第4号報告 専決処分（令和3年度使用福井県義務教育諸学校教科用図書採択福
井・高志地区協議会の設置）の承認を求めることについて

第5号報告 専決処分（福井市社会教育委員の会議等に関する規則の一部改正）の
承認を求めることについて

報 告

教育委員会 部局マネジメントについて
令和元年度 マネジメント成果報告

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
- (2) 会議録署名委員の指名 木村 敦子 委員 多田 和博 委員
- (4) 議事の要旨

吉川教育長

第2号議案及び第3号議案については、市議会上程前につき、非公開を要する案件なので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、御異議ないか。

— 異議なしの声 —

吉川教育長

異議なしとのことなので、第2号議案及び第3号議案は非公開とし、後ほどの審議とする。

吉川教育長

まず、第4号議案 福井市文化財保護委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

（文化財保護課長）

福井市文化財保護委員の委嘱について5月31日をもって満了となるため、福井市文化財保護条例第12条の規定に基づき、新たに9名の委員を委嘱するもので、うち4名が新任である。任期は令和2年6月1日から令和4年5月31日までである。

吉川教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

— 特に意見なし —

吉川教育長

それでは第4号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

吉川教育長

第4号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第5号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(文化財保護課長)

福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、委員の交代があったため、福井市美術館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき新たに1名の委員を委嘱するものある。任期は前任者の残任期間で、令和3年6月30日までである。

吉川教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

— 特に意見なし —

吉川教育長

それでは第5号議案について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

吉川教育長

第5号議案について原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第2号報告 専決処分(福井市教育委員会職務権限規程の一部改正)の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局
(教育総務課長)

福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2号の規定により、福井市教育委員会職務権限規程の一部を改正する専決処分を4月1日付けで行ったので、承認をお願いするものである。改正の理由は、これまでスポーツ課で行ってきた学校体育館開放事業の窓口を今年度から教育総務課で行うことになったことによるものである。学校体育館開放事業は、小中学校の体育館を授業等で使わない時間帯において週5日間開放し、市民にスポーツの利用をしてもらう事業である。一方、開放事業が行われない土日には、スポーツの利用として、学校体育館の目的外使用許可による利用が教育総務課を窓口として行われており、同様のスポーツの利用であっても窓口が教育総務課とスポーツ課と分かれていたので、窓口を一本化するために教育総務課に移管した。

吉川教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。
多田委員	規則の改正の中で、「学校体育施設（体育館を除く。）」とあるが、体育館以外に残る学校体育施設があるのか。
事務局 (教育総務課長)	一部中学校等に夜間照明があるグラウンドがあり、それらのグラウンドの利用について残ることになる。 それから、プール開放事業はスポーツ課所管のまま残ることになる。
吉川教育長	ほかに何かないか。 — 特に意見なし —
吉川教育長	それでは第2号報告について、報告のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なしの声 —
吉川教育長	第2号報告について報告のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第3号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を 求めることについて、事務局から説明を求める。
事務局 (学校教育課長)	福井市通学区域審議会委員の委嘱について専決処分したので、これを報告し、 その承認を求めるものである。 新任の3委員については、それぞれ前任者が委嘱の要件を欠くに至ったこと により、前任者の任期の残り期間を委嘱するものである。 なお、新任の委員、委嘱中の委員とも、任期は令和2年7月31日までとな る。
吉川教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いします。 — 特に意見なし —
吉川教育長	それでは、第3号報告について、原案のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なしの声 —
吉川教育長	第3号報告について、原案のとおり承認することとする。
吉川教育長	次に、第4号報告 専決処分（令和3年度使用福井県義務教育諸学校教科用 図書採択福井・高志地区協議会の設置について）の承認を求めることについて、

事務局から説明を求める。

事務局
(学校教育課長)

令和3年度使用福井県義務教育諸学校教科用図書採択福井・高志地区協議会の設置について専決処分したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

令和2年度は、中学校教科用図書の採択年度に当たる。採択する教科用図書の選定も含めて、令和3年度に使用する小学校及び中学校教科用図書採択事務の取扱いのために、福井県義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会設置要領に基づき、福井・高志地区協議会を設置し、福井市教育委員会から13名の委員を推薦するものである。

吉川教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

— 特に意見なし —

吉川教育長

それでは、第4号報告について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

吉川教育長

第4号報告について、原案のとおり承認することとする。

吉川教育長

次に、第5号報告 専決処分(福井市社会教育委員の会議等に関する規則の一部改正)の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局
(生涯学習課長)

福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2号の規定により、福井市社会教育委員の会議等に関する規則の一部改正の専決処分について承認を求めるものである。機構改革により、昨年度から「生涯学習室」が「生涯学習課」に変更になったが、昨年度4月の会議に上程すべきところを、こちらの手落ちにより、今回の会議に上程することになってしまった。

吉川教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。

春木委員

教育委員会事務局内で「生涯学習課」以外に「室」から「課」になった所属はあるのか。

また、「生涯学習室」以外に室はあるのか。

事務局
(生涯学習課長)

教育委員会事務局内で「室」から「課」になったのは、「放課後児童育成室」のような課内室を除けば、「生涯学習課」だけである。

吉川教育長

ほかに何かないか。

— 特に意見なし —

吉川教育長

それでは、第5号報告について、原案のとおり承認することで御異議ないか。

— 異議なしの声 —

吉川教育長

それでは、第5号報告について、原案のとおり承認することとする。
次に報告事項に移る。

報告 教育委員会 部局マネジメントについて、事務局の説明を求める。

事務局
(教育部長)

令和元年度部局マネジメント成果報告について御報告を申し上げる。

教育委員会では、7つの組織目標のもと、33の行動目標を掲げ取り組んできた。これら33の行動目標について、年度当初に設定した計画・項目が、年度末においてどの程度達成できたかということを天気为例え「快晴」、「晴れ」、「曇り」、「雨」という4区分で分類した。

33の行動目標のうち、「晴れ」(期限内に目標が達成できたもの)が21件で、昨年度から6件の減になった。

また、「雨」(年度内には目標が達成できなかったもの)は12件で、昨年度から6件の増となった。

昨年度に比べ、雨が増加した主な原因としては、新型コロナウイルス感染症対策により、年度末の施設の休館や事業が中止になったことによるところが大きく、結果として、施設の利用者が減少したり、事業の回数が減少したりするなどして、目標を達成することができなかった。

— 以下、令和元年度成果報告の概要を説明 —

以上が、令和元年度部局マネジメント成果報告の概要である。

なお、令和2年度の部局マネジメント方針については、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、目標の設定が困難なことから、今年度は設定しないこととなった。

吉川教育長

ただ今の説明について、御意見、御質問等はないか。

多田委員

「曇り」と「雨」の違いはどこにあるのか。

事務局
(教育部長)

基本的には、目標期限内には達成できなかったが年度内には達成できたものを「曇り」として、年度内に目標を達成できなかったものを「雨」として取り扱っている。

多田委員

新型コロナウイルスの影響で「雨」になったものと、ウイルスの影響が無くても「雨」だったものと分けられるのか。

吉川教育長	多くの目標が、ウイルスの影響で達成できなかったと聞いている。
事務局 (教育部長)	台風の影響で、達成できなかった目標が1つある。
春木委員	数値は掲げずに、目標や方向性だけを示すような考えはあるのか。 数値だけを出してもらってもマンネリ化する可能性があると思うので。
事務局 (教育部長)	第7次福井市総合計画の中で示している方向性に基づき、事業を進めていきたいと考えている。
吉川教育長	数値目標を達成するか、達成しないかはあるとしても、各所属では引き続きしっかりと取り組んで欲しいと思う。 ほかに何かないか。 — 特に意見なし — (第2号議案及び第3号議案については、結果も含め非公開)
吉川教育長	審議事項は以上であるが、ほかに何かないか。
事務局 (学校教育課)	本日から市内小中学校で、6月1日からの学校再開に向けた登校日がスタートした。入学式は5月29日に全小中学校で行われる。 授業日数の確保については、夏季休業、秋季休業、冬季休業と短縮することにより、年間188日を確保する予定。標準授業時数については余裕をもって対応することができると考えている。 給食は6月1日から対応可能。 小中学校連合音楽会、小学校連合体育大会は中止を決定。学校行事は精選して行う。修学旅行、運動会・体育祭については、可能であれば実施したいと考えており、引き続き検討している。 給食時の感染リスクの軽減のために、献立の工夫をする。 手洗いのための蛇口数の確保については、蛇口当たりの児童生徒数が多い学校については増設して対応する。 消毒液、手洗い用石けん、非接触式体温計等については順次配付している。 部活動は、2週間は実施しない。学校生活が軌道に乗ったところで少しずつ始める。 感染症や濃厚接触者が発生した場合は、フローチャートに基づいて対応する。 以上の内容をガイドラインにまとめて学校に示した。 長期休業中の授業日の設定については、福井市立学校管理規則の規定を適用して、夏季・秋季・冬季の各休業中の、7月21日～31日、8月17日～2

6日、10月9日～13日、12月24日・25日、1月5日～7日のうちの平日を授業日とする予定である。

また、第1学期の期間を、本年度に限り、10月末までとする案について検討中である。

校長会の意見も聞きながら、6月の定例教育委員会において付議する予定である。

令和2年度の小中学校の入学式は、当初4月8日の予定が延期となり5月29日の実施となった。延期に伴い「教育委員会告辞」の内容を一部訂正したため、改めて御一読いただきたい。

吉川教育長

授業時数については多少の余裕はある。

部活動の大会は全国大会、北信越大会の中止が決まった。吹奏楽や合唱の全国大会も中止となった。中体連と協議しているが、中学3年生に何かしてあげられないかと思う。

高校入試については、学校や市町によって進度が異なると出題範囲の設定が難しいという話も出ている。

修学旅行については、全国的な話になるので、国としての統一した方向性を出してほしいと要望したい。

多田委員

卒業年度の生徒は授業時数が足りているのか。夏休みの課題はどうなるか。

事務局

(学校教育課)

卒業生の授業日数については、今後予定通りにいけば卒業に間に合わないことはないと思う。

夏季休業については3週間程度短くなるので、課題を精選する必要がある。

宮郷委員

保護者懇談はどのようになるか。

事務局

(学校教育課)

PTA総会は書面決裁を予定している学校も多い。保護者会については、距離をとって時間を決めて実施する形になる。

吉川教育長

「密」を避けるには授業参観は難しいと考える。

春木委員

再開後、第2波が来た場合の対応は。全市町が一斉に対応するのか、市町ごとに対応するのか。

吉川教育長

現段階では市町ごとに対応予定。まずは、感染者等が発生した学校のみ閉鎖するような対応。そうなったときには授業時数の確保についての対応が必要となるだろう。

多田委員

転勤等で福井に来る場合の対応は。

事務局 (学校教育課長)	県教委とも協議して判断していくことになるが、緊急事態宣言が出されている地域に居住している、または一定期間滞在している児童生徒が福井市に転入する場合については2週間の待機を要請する。
吉川教育長	次に、芦見生涯教育施設の民間提案制度による貸付について、事務局から説明を求める。
事務局 (生涯学習課長)	昨年度からいくつかの市の施設について、民間から提案を受け、活用について検討を行ってきた。その中で、芦見生涯教育施設について、民間提案内容を採用し契約を行う方向で、施設マネジメント審査部会において決定したので御報告させていただく。 — 以下、資料を基に活用内容を説明 —
吉川教育長	ただ今の説明について、御意見、御質問等があれば願います。
吉川教育長	貸付は決定したという理解でよろしいか。
事務局 (生涯学習課長)	契約締結はしていない。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために施設の利用制限がかかっているため、利用制限が緩和され次第といったところであるが、6月下旬もしくは7月中の契約締結を予定している。契約締結する方向で話は進んでいる。
春木委員	施設は、福井市のどこに位置するのか。
事務局 (生涯学習課長)	旧美山町に位置する。
木村委員	市中心部から大きく離れた位置だと思うが、100人も集まるのか。
事務局 (生涯学習課長)	100人というのは年間を通した想定数なので、1講座あたりは10人程度なので集まるとの見込みだと提案者から聞いている。
吉川教育長	泊まり込んでやるということはないのか。
事務局 (生涯学習課長)	泊まり込みではなく、日帰りである。
吉川教育長	次に、プールについて、事務局から説明を求める。
事務局	今年度の学校プール開放事業については、新型コロナウイルス感染防止のた

(スポーツ課長)	め中止とさせていただくことになった。理由としては、更衣室を含むプール内において「密」を完全に避けることが難しく、感染防止対策が十分に行えないことと、新型コロナウイルス感染の影響でプール監視員の確保が十分にできないため、安全に利用できる監視体制が築けないことの2点が挙げられる。
事務局 (保健給食課長)	今年度の学校の水泳学習についても、学校に中止の要請をしている。理由としては、学校の臨時休業により、通常4月、5月に実施している児童生徒の内科検診を水泳学習開始までに完了することが難しいことと、非日常的な活動である水泳学習の実施については、健康面で安全を確認してから実施することが必要であると考えており、心電図検査の実施が秋以降にずれ込むため、その面で不安があるということが挙げられる。加えて、先のスポーツ課からの説明にもあったように、更衣室を含むプール内において「密」を完全に避けることが難しいことも理由として挙げられる。
吉川教育長	最後に事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局 (教育総務課課長補佐)	次回の定例教育委員会について、6月26日(金)15時から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
吉川教育長	以上をもって会議を終了する。

令和2年8月24日

署名委員 木村 敦子

署名委員 多田 和博

会議録作成職員 山崎 哲央